

統 審 議 第 9 号
平 成 17 年 12 月 9 日

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第303号の答申
学校保健統計調査の改正について

文部科学省は、学校保健統計調査（指定統計第15号を作成するための調査）について、統計利用者のニーズを踏まえ、健康状態調査に係る都道府県別結果を作成するとともに、健康状態のより詳細な把握を行い学校保健行政の基礎資料を整備するため、標本設計及び調査事項の見直し等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への対応、調査の効率的実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 調査の枠組み

学校保健統計調査（以下「本調査」という。）は、学校における児童、生徒及び幼児の発育及び健康状態を明らかにすることを目的として、学校保健法（昭和33年法律第56号）の規定に基づき実施される健康診断の結果を利用して、発育状態調査票及び健康状態調査票の2つの調査票で調査を行い、その結果は学校教育及び学校保健行政の基礎資料として利用されてきた。

一方、今日、学校保健行政の分野では、調査発足当初の児童生徒の栄養失調や結核等が主要課題であった時代から大きく変貌し、食生活の変化、アレルギー疾患や

いわゆる生活習慣病の問題のほか、心の健康が大きな問題となっており、これらへの的確な対応が喫緊の課題となっている。

こうした観点から本調査が把握している範囲を見ると、学校保健法に基づく健康診断の結果により把握された事項に限定しており、それ以外のものは把握していない状況にある。このことが、本調査において、新たな諸課題への対応に必要な事項の把握が適時的確に行われてこなかった一因となっていると考えられる。

また、調査方法についてみると、発育状態調査は健康診断の結果に基づき、個々の児童生徒ごとのデータを調査票に転記し、健康状態調査は健康診断の結果を学年単位で集計したものを調査票に記入する方法により行われているが、このような調査方法は必ずしも効率的ではなく、また、結果利用上も多面的な集計分析ができないという制約を有しており、その改善が望まれる。

しかしながら、今回の改正計画は、予算の制約の中で可能な改善を行おうとするものであり、報告者である学校におけるパソコンの配備率等情報化の現状、調査実施者における調査の在り方の検討等が行われていないこと等を考慮すれば、今回調査については、現行の調査の枠組みの下で実施することはやむを得ないものとする。

(2) 調査対象

健康状態調査の調査対象の選定については、都道府県別集計を可能とするため、1)都道府県別の調査実施校数について、従来の一律配分から、都道府県内の学校数に応じた傾斜配分に変更し、2)調査対象校の一部の児童生徒等を調査対象者として抽出する方法から調査対象校の全ての児童生徒等を調査対象者とする方法に変更する計画である。

このことについては、これまでの健康状態調査の結果をみると、学校間の分散が大きいと認められることから、本来ならば、学校の抽出数を増加させて精度向上を図るべきと考えるが、主として予算の制約から、調査対象校を増やさずに、児童生徒数を従来の約3倍に増やすことにより、都道府県別集計を実施しようとするものであり、次善の策としてやむを得ないものとする。

なお、今回の改正計画による調査結果の達成精度については、調査結果がまとまり次第、検証することが必要である。

(3) 調査事項

調査事項については、健康状態調査について、学校保健法に基づく健康診断の検査項目に合わせて、本調査の調査事項の一部を変更する計画である。このことについては、本調査が健康診断の結果を基に調査票を作成する仕組みであることにかんがみ、特に問題はないと考える。

しかしながら、本調査は、心の健康等に係る事項が把握されていないという問題の

ほか、学校の設置者や所在する都市階級区分など、結果利用上有用と考えられる学校の属性に関する事項についても把握されていないという問題が見られる。

したがって、統計需要に的確に対応する観点から、心の健康に関する事項については、当面、学校における取組状況を明らかにする事項として、「相談員・スクールカウンセラーの配置状況」を追加するほか、学校の属性に関する事項については、学校の設置者及び都市階級区分について他の統計調査とのデータリンケージにより把握することが適当である。

(4) 集計事項及び結果の公表

集計事項については、健康状態調査について、新たに都道府県別集計を行う計画である。このことについては、統計需要への対応の観点から、おおむね適当である。

しかしながら、本調査の結果表章をより充実させるため、学校基本調査等とのデータリンケージにより、学校の設置者別及び都市階級別の集計を追加することが適当である。

2 今後の課題

本調査については、上記1(1)の諸課題に対応し、学校保健行政に必要な基礎資料を総合的に整備するため、以下について、早急に検討する必要がある。

- (1) 調査の枠組みについては、本調査を、発育状態及び健康状態に係る調査の継続的な実施を基本に、児童生徒の心の健康や健康相談を含めた学校保健行政の保健管理の分野を対象とした中核的な統計調査として位置付け、調査の目的、調査により把握する範囲等について見直すこと。
- (2) 調査の方法については、本調査は、記入方法の異なる発育状態調査票及び健康状態調査票の2種類の調査票により実施されているが、調査票記入に用いられる原データは同じ健康診断票であることにかんがみ、今後、学校における情報化の進展に合わせ、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方途を講じることを含め、調査方法や調査票の仕様及び記入方法等について見直すこと。